

平成26年9月5日

第59回多可町議会定例会

請願文書表

受	平成 26.9.2	紹介議員	廣畠幸子 大山由郎 大山邦政 辻誠一 藤本英三
付	第4号	請願者の 住所・氏名	神戸市中央区相生町 2丁目2番8号 公益社団法人 兵庫県聴覚障害者協会 理事長 本郷善通
件 名	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書		
(要旨) 別紙のとおり			

請願書

平成 26 年 9 月 2 日

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

多可町議会議長 河崎 一様

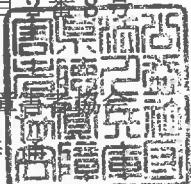
請願者

住 所 神戸市中央区相生町 2 丁目 2 番 8 号

新神戸ビル東館 2 階

氏 名 公益社団法人兵庫県聴覚障害者支援機構

理事長 本郷 善



紹介議員

廣大山由即
山口邦政
辻誠一
藤本英二

[要旨]

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

[理由]

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006(平成 18)年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成 23)年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書を国に提出していただくよう、請願する。